

令和7年度

羅臼町「世界水準の観光地域づくり事業」に係る

パートナー事業者

選定

公募型プロポーザル 実施要項

令和7年3月

羅 臼 町

1 目的

羅臼町が位置する知床半島は、平成 17 年に世界自然遺産地域に登録されている。北半球における流氷の南限とされ、ヒグマやシマフクロウ、オオワシをはじめとした多種多様な生物が生息・生育している。また、急峻な知床連山、山麓を覆う原生的な森林、切り立つ海岸断崖、多様な湿原・湖沼群など様々な景観が凝縮され、優れた自然美を有している。

9～13 世紀のトビニタイ文化期は羅臼町の飛仁帯地区が由来となっており、その後のアイヌ文化との接点として重要な遺跡が発見されている。

羅臼町の基幹産業は漁業であり、通年を通して水揚げがある。羅臼昆布、秋鮭、エゾバフンウニ、ホッケ、ブリ等をはじめとした、多様な魚種が漁獲されている。また、シャチやマッコウクジラなどが観光船で見られ、年間 50 万人程度の観光客の入込がある。

一方で、人口減少や少子高齢化、漁業をはじめとした産業の落ち込み、人口減少に伴う各種サービス水準の低下等の課題を抱えている。これらの課題の解決に向け、羅臼町が持ち得る資源を最大限に活用し、町民、事業者、行政が一体となって、高付加価値なインバウンド旅行者等をターゲットとした世界水準の観光地域づくりを推進し、観光をフックとした多面的な地域課題の解決を図る必要がある。

このことから、当町とともに世界水準の観光地域づくりの実現を目指すパートナー事業者を選定するものである。本事業は、今後の当町の観光の根幹を定めるものであり、50 年後の未来を見据えたものとする。なお、本公募は本事業を実施する上で、事業の具体的な内容等について当町と優先的に協議することができる、パートナー事業者の選定が目的であるため、公募提案等関係書類の内容については、事業の実施内容として決定されるものではない旨、留意すること。

2 業務の名称

羅臼町「世界水準の観光地域づくり事業」に係るパートナー事業者選定

3 業務の内容

- (1) 世界水準の観光地域づくりに向けた基本構想及び基本設計の策定。基本構想には、少なくとも 3 か所程度の観光拠点施設（飲食店、カフェ、ショップ、温泉、アクティビティ提供等を想定）の新規整備・運営、アクティビティ開発、二次交通の整備、海産物の高付加価値化、国内外プロモーション、まちづくり会社等の事業推進主体（国内外の事業者や出資者等も含む）の組成、事業計画（補助金を含めた資金調達等も含む）、宿泊施設等の関連施設の建設・誘致等を盛り込むこと。また、基本構想において新たに整備することとした観光拠点施設等の基本設計を実施する。基本構想及び基本設計の策定にあたり必要な各種調査（飲食やアクティビティ等に関する地域資源の調査、インバウンドも含めたマーケティング調査など）を実施すること。
- (2) 世界水準の観光地域づくりに向けた事業推進主体の確立や各種会議、関係者説明等への支援。
- (3) 基本構想及び基本設計を踏まえた各種事業の共同実施と連携。

4 協定期間

協定締結日から両者が本協定を終了させる旨合意した時までとする。

5 協定締結後について

- (1) 「3 業務内容の(1)」については、事業期間及び仕様等を協議の上、随意契約を予定。
- (2) 「3 業務内容の(2)」に係る費用は事業者の負担とする。
- (3) 基本構想及び基本設計の策定後の事業の実施は、事業内容や体制に応じて、パートナー事業者と当町で事業条件、事業手法、事業期間等を協議の上、共同による事業実施を想定している。なお、観光拠点施設整備後の同施設の運営・維持管理、アクティビティの提供、二次交通の運営、海産物の高付加価値化等は、原則として、事業収益により事業推進主体（パートナー事業者を核としたまちづくり会社等）が担うことを前提としている。

事業条件が整わない等により、当町とパートナー事業者の双方の合意を得ることができず、事業実施が困難となった場合、当町及びパートナー事業者はそれまでに要した費用はそれぞれが負担することとする。

6 公募型プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 単独事業者又は複数の事業者（以下、「共同事業体」という。）による提案であること。
※共同事業体は本プロポーザルに係る代表者を選定し、その者は代表して、本プロポーザルに係る当町との連絡調整等を行うものとする。
- (2) 企業、特定非営利活動法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (3) これまでにインバウンド旅行者等を対象とした観光施設の開発及び運営実績があること。
※共同事業体の場合は、構成事業者のいずれかの事業者が満たしていればよいものとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団または暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 国、北海道及び羅臼町から指名停止を受けている期間中でないこと。

(10) 直近1年間に、国税及び地方税を滞納していない法人等であること。

(11) 共同事業体の構成事業者が、単独又は他の共同事業体の構成事業者として、本業務に参加していないこと。

7 スケジュール

(1) 募集開始	令和 7年 3月 24日 (月)
(2) 参加表明に係る質問受付期限	令和 7年 5月 7日 (水)
(3) 参加表明に係る質問回答	令和 7年 5月 9日 (金)
(4) 参加申込書受付期限	令和 7年 5月 14日 (水)
(5) 企画提案等に係る質問受付期限	令和 7年 5月 16日 (金)
(6) 企画提案等に係る質問回答	令和 7年 5月 21日 (水)
(7) 企画提案書受付期限	令和 7年 5月 28日 (水)
(8) 企画提案説明 (以下、「プレゼン」という。)	令和 7年 6月 2日 (月)
(9) 審査結果通知	令和 7年 6月 4日 (水)

8 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期限内に提出すること。作成書類は「A4版・縦式・横書き・左とじ・片面印刷(着色可)」を基本とするが、収まらない図表があるときはA3サイズを用いてもよい(その場合、A4サイズに折り込む)ものとする。

(1) 参加申込関係書類

① 提出書類(各1部)

ア 参加申込書(様式第1号の1)または(様式第1号の2)

イ 会社概要(様式第2号) ※共同事業体の場合、全ての構成事業者分を提出すること

ウ 観光拠点施設の開発及び運営実績整理表(様式第3号)

※「6 公募型プロポーザルの参加資格の(3)」において、共同事業体の場合、構成事業者のいずれかの事業者が満たしていればよいとしているが、実績のある構成事業者は提出すること。

エ 登記事項証明書(法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」)

オ 直近1年間の未納がない証明書(国税及び地方税)

カ 直近3期分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

② 提出期間

令和7年3月24日(月)から令和7年5月14日(水)午後5時まで(必着)

③ 提出方法

持参または郵送(書留または簡易書留に限る)より、下記の「14 問い合わせ先・提出先」へ提

出すること。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 企画提案関係書類

① 提出書類

ア	羅臼町「世界水準の観光地域づくり事業」に係るパートナー事業者選定企画提案書 (様式第4号の1) または (様式第4号の2)	1部
イ	業務実施体制表 (様式第5号)	10部
ウ	企画の具体案 (任意様式)	10部

本実施要項の内容を踏まえ、下記1)、2)について記載すること。

1) 基本事項

・事業コンセプト

羅臼町全体のまちづくりの課題や観光の課題を踏まえ、高付加価値なインパウンド旅行者等をターゲットとした世界水準の観光地域づくりを推進し、観光をフックとした多面的な地域課題の解決を図るうえでの基本的な考え方を提案すること。

・実施体制

観光拠点施設の運営・維持管理、アクティビティの提供、二次交通の運営、海産物の高付加価値化など、事業内容ごとに担当する法人(パートナー事業者として選定された後に、共同事業体に追加することを予定している法人を含む)とその役割を提案すること。

・事業実施能力

各法人の事業実績などを示すこと。

2) 事業の実施方針

・観光拠点施設及びサービス内容

3か所程度の観光拠点施設の整備方針(立地、整備内容等)を提案すること。また、当該施設を拠点としたサービス(アクティビティ、飲食、温泉等)の提供方針及び海産物の高付加価値化の取組方針について提案すること。

・二次交通の整備

観光客を主なターゲットとしつつ、地域住民も利用可能な二次交通の整備方針を提案すること。

・事業推進主体

町内外の事業者、関係者を巻き込んだ事業推進主体(まちづくり会社等)の組成に向けた方針を提案すること。また、事業全体の推進・運営に関する当町との役割分担を提案すること。

・事業計画

事業収益の確保及び補助金等を含めた資金調達の方針を提案すること。また、当町

のイニシャルコスト、ランニングコストの低減のための方策について提案すること。

・地域への波及効果

町内の事業者との連携、地元雇用、地域資源の活用等の地域経済の活性化を図るための方策について提案すること。

・スケジュール

事業全体のスケジュールを提案すること。

・その他

プロモーションや宿泊施設等の関連施設の建設・誘致等、関連する取組の実施方針を提案すること。

② 提出期間

令和7年3月24日（月）から令和7年5月28日（水）午後5時まで（必着）

③ 提出方法

持参または郵送（書留または簡易書留に限る）より、下記の「14 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を持参または郵送（書留または簡易書留に限る）により提出すること。

(4) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。
- ② 提出された提案書は、返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9 質疑応答

(1) 質問書の提出方法

質問は、質問書（様式第7号）を用い、事務局に電子メール又はFAXで提出すること。提出する場合は、事務局に対して、電話で着信の確認を行うこと。

なお、着信等の電話確認は、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 質問書の提出期限

ア 参加表明に係る質問

令和7年5月7日（水）午後5時まで

イ 企画提案等に係る質問

令和7年5月16日（金）午後5時まで

- (3) 電話及び口頭による質問は受け付けない。
- (4) 質問に対する回答は、参加表明に係るものは、令和7年5月9日（金）までに、企画提案に係るものは、令和7年5月21日（水）までに当町ホームページに掲載する。

10 審査及び選定

- (1) 選定は、審査委員会において、提案書・プレゼン等の内容により、総合的に審査し最優秀者を決定する。
- (2) 選定基準は、別紙のとおりとする。
- (3) 参加資格者多数の場合は、提案書の内容等を評価し、5者程度に選考する場合がある。
- (4) プレゼンに関する事項

① 開催日時・場所

日時 令和7年6月2日（月）（予定）

場所 羅臼町役場内

（注）詳細日程については、文書で各提案者に通知する。

② 参加人数

3名以内

③ プレゼンの内容

1企画提案書あたり30分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員会が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計45分以内とする。

また、プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは当町で準備する。それ以外の必要な機器等は、参加者が準備すること。

④ その他

ア 企画提案者が1者の場合でもあっても企画提案等の評価を行い、委託業務者としての可否を審査する。

イ プレゼンを欠席した場合等は、選定の対象から除外する。

11 審査結果

審査結果は、全ての参加者に書面により通知するとともに、当町のホームページで公開する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

12 協定締結の方法

審査の結果、協定締結候補者として決定した者と本業務の協定締結を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と協定が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「6 公募型プロポーザルの参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。

- (2) 協定締結候補者が協定の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 協定締結候補者の責により協定の締結が困難になったとき。
- (5) その他の理由により協定の締結が不可能となったとき。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 様式に記載しきれない場合は、適宜、追加、引き延すなどして使用すること。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最低限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出された書類は、羅臼町情報公開条例（平成 14 年羅臼町条例第 17 号）に基づき情報公開の対象となる。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、当町と協定締結者で別途協議する。

14 問い合わせ先・提出先

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町企画財政課

電話 0153-87-2114

F A X 0153-87-2916

e-mail kikaku.r@rausu-town.jp